



親展

101-0064

東京都千代田区神田駿河台
2-9-5

公立 太郎様

2-8MS42K0000001#



大切なお知らせ

ねんきん定期便です

問い合わせ先



〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

http://www.kouritu.go.jp/

電話 03-5259-1122

受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時から午後5時30分まで

※間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。

※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただきます。ご理解くださいますようお願いいたします。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
1234567890	

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納月数を除く)				
93 月	55 月	148 月	0 月			
厚生年金保険 (b)				396 月	0 月	396 月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険計			
181 月	67 月	0 月	248 月			

- ①「第1号被保険者(未納期間を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
 ②(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
 この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. 老齢年金の種類と見込額 (1年間の受取見込額)

受給開始年齢	61 歳～	64 歳～	65 歳～
(1) 国民年金	老齢基礎年金		
	686,758 円		
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分) 390,744 円 (定額部分) 円	(報酬比例部分) 390,744 円 (定額部分) 円	(報酬比例部分) 390,744 円 (定額部分) 264 円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	(報酬比例部分) 円 (定額部分) 円	(報酬比例部分) 円 (定額部分) 円	(報酬比例部分) 299,193 円 (定額部分) 円 (経過的職域加算額(共済年金)) 15,417 円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	(報酬比例部分) 円 (定額部分) 円 (経過的職域加算額(共済年金)) 円	(報酬比例部分) 円 (定額部分) 円 (経過的職域加算額(共済年金)) 円	(報酬比例部分) 円 (定額部分) 円 (経過的職域加算額(共済年金)) 円
(1) と (2) の合計	円	390,744 円	705,354 円
			1,392,513 円

- ①老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定し、60歳を越えて加入している場合は加入実績に応じて計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。
 ②受給資格期間が120月に達していない場合や特定期間を有している場合、既に老齢年金を決定している場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。一般厚生年金期間はお近くの年金事務所へ、公務員厚生年金期間は当共済組合へ、私学共済厚生年金期間は日本私立学校振興・共済事業団へお問い合わせください。
 ③国家公務員と地方公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
 ④平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による経過的職域加算額(共済年金)※を含めて表示しています。
 ※被用者年金一元化前(平成27年9月以前)の退職共済年金(報酬比例部分)の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとなっており、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間(平成27年10月以降)については「職域加算部分」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間(平成27年9月以前)については別途「経過的職域加算額(共済年金)」として当共済組合等から支給されます。
 ⑤上記のほか、この「ねんきん定期便」の表示内容については、当共済組合のホームページをご覧ください。

「最近の月別状況です」の見方

「国民年金（第1号・第3号）納付状況」欄について

納付済	保険料を納めた期間 (保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む)
未納	保険料を納めていない期間
3号	第3号被保険者の期間
全額免除	保険料が全額免除の期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3/4免除	保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間
3/4未納	保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間
1/4免除	保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間
1/4未納	保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間
学生特例等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
合算	国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間 (参考情報であり、年金請求時に書類による確認が必要です)
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していなかった期間

公立学校共済組合ホームページのご案内

当共済組合年金相談窓口などについては、[公立学校共済組合のホームページ \(http://www.kouritu.go.jp/\)](http://www.kouritu.go.jp/) をご覧ください。

地共済年金情報Webサイトのご案内

「地共済年金情報Webサイト」をご利用いただければ、公務員厚生年金期間（平成27年9月以前の期間を含みます）におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額などの情報をねんきん定期便よりも最新のものがインターネットでご覧いただけます。

なお、ご利用いただける方は、組合員や組合員であった方が対象となりますが、次に掲げる方はご利用いただけません。

- ①退職一時金全額受給期間のみを有する方
- ②老齢厚生年金の受給開始年齢に到達している方
- ③退職共済年金、老齢厚生年金等の年金受給者の方
- ④離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

「地共済年金情報Webサイト」は、当共済組合のホームページからアクセスすることができます。(http://www.kouritu.go.jp/)

最近の月別状況です

表面の年金加入期間や下記の月別状況に「もれ」や「誤り」があると思われる方は、国民年金・厚生年金保険期間については、お近くの年金事務所へ、私立学校の教職員期間については、日本私立学校振興・共済事業団へ、国家公務員・地方公務員期間については当共済組合へお問い合わせください。

年月 (平成)	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	厚生年金保険			
		加入区分	標準報酬月額 (千円)	標準賞与額 (千円)	保険料納付額
28年 4月		公共	410		35,420
28年 5月		公共	410		35,420
28年 6月		公共	410	948	117,318
28年 7月		公共	410		35,420
28年 8月		公共	410		35,420
28年 9月		公共	440		38,790
28年 10月		公共	440		38,790
28年 11月		公共	440		38,790
28年 12月		公共	440	1,017	128,449
29年 1月		公共	440		38,790
29年 2月		公共	440		38,790
29年 3月		公共	440		38,790
29年 4月		公共	440		38,790

納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、平成29年4月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
平成29年 6月 16日	平成29年 6月 8日	平成 年 月 日

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

	国民年金保険料
(1) 国民年金（第1号被保険者期間）	819,370円
(2) 厚生年金保険	厚生年金保険料（被保険者負担額）
一般厚生年金期間	4,842,555円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	3,270,545円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	0円
(1)と(2)の合計	8,932,470円

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）について

- ①国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。
- ②厚生年金保険の保険料納付額（被保険者負担額）は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率（掛金率）を基に計算しています。
- ③国家公務員共済組合期間に係る保険料については、標準報酬制度の導入（昭和61年4月）以後の保険料納付額（国家公務員共済期間に通算された旧三公社共済期間が含まれている場合のその期間に係る保険料納付額は除きます。）のみを表示しています。
- ④地方公務員共済組合期間に係る保険料については、地方公務員共済組合内の掛金率が統一された平成元年12月以後の保険料納付額のみを表示しています。
- ⑤国家公務員共済から地方公務員共済へ異動した場合、又は、地方公務員共済から国家公務員共済へ異動した場合のそれぞれの共済期間に係る保険料納付額については、上記の条件により表示しています。

8MS42K0000001#

